

# 蘭越町いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 8 月

蘭 越 町

## 目 次

第 1 策定に当たって	P. 4
1. 策定の目的	P. 1
2. 見直しと公表	P. 1
第 2 基本的な考え方	P. 2
1. いじめの定義	P. 2
2. いじめ防止対策の基本理念	P. 3
3. いじめの防止対策の取組	P. 3
第 3 町の実施する施策	P. 4
1. 施策の内容	P. 4
2. 関係組織の設置	P. 4
第 4 学校の実施すべき施策	P. 5
1. 学校いじめ防止基本方針の策定	P. 5
2. いじめ防止等の対策のための組織の設置	P. 5
(1) いじめの早期発見	P. 5
(2) いじめに対する措置	P. 5
第 5 重大事態への対処	P. 6
1. 重大事態の発生と調査	P. 6
(1) 重大事態の意味について	P. 6
(2) 重大事態の報告	P. 6
(3) 調査体制（組織）について	P. 6
2. 調査結果の提供及び報告	P. 6
(1) 情報を適切に提供する責任	P. 6
(2) 調査結果の報告	P. 6
3. 町長による再調査及び措置	P. 7
(1) 再調査	P. 7
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	P. 7
参考 関係要項	P. 8

## 第 1 策定に当たって

### 1. 策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒<sup>1</sup>（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめから一人でも多くの児童等を救うためには、児童等を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、地域社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければなりません。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条<sup>2</sup>の規定に基づき、いじめ問題の克服に向けて、町、町教育委員会・町立小・中学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、本町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

### 2. 見直しと公表

町は、本基本方針に基づく対策の実施状況等を勘案して、必要があると認められるときは、本基本方針の見直しを検討します。

また、本基本方針と各学校における「学校いじめ防止基本方針」<sup>3</sup>（以下「学校基本方針」という。）については、それぞれ公表することとします。

---

<sup>1</sup> 蘭越町立小中学校に在籍する児童及び生徒をいう。

<sup>2</sup> 第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

<sup>3</sup> 第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第2 基本的な考え方

### 1. いじめの定義

いじめは、児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。<sup>4</sup>

いじめには、様々な態様があることから、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立って捉える必要があります。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要があります。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合があること、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合があることから、当該児童等の様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

また、インターネット上で誹謗中傷等をされたが、その本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童等に対して、児童等の様子や周辺の状態を踏まえた、適切な指導等の対応が必要であります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合があります。明らかな犯罪や事故については、直ちに警察への通報などにより対処することとします。

---

<sup>4</sup> 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. いじめの防止対策の基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものとします。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行うものとします。

## 3. いじめ防止対策の取組

### ○ 保護者

親子の信頼関係を築き、児童等を「被害者」にも「加害者」にも「傍観者」にもさせないよう常に努めるものとします。

### ○ 町民（地域社会）

登下校時の声かけや挨拶、地域の催し物の際の関わりなど、地域社会が連携して児童等の見守りを行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとします。

### ○ 学校

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを育みます。また、学校基本方針に基づき、いじめの未然防止の対策に取り組めます。

### ○ 町（行政）

本基本方針に基づき、学校、保護者、町民及び関係機関等と協力し、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策の実施に取り組めます。

### 第3 町の実施する施策

#### 1. 施策の内容

- いじめの防止等のために、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。
- P T Aや地域の関係団体と連携して、見守りや啓発活動を行います。
- 児童等をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるための広報その他の啓発活動を実施します。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努める。また、児童等や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理・福祉等に関する専門的知識を有する者を、各学校へ派遣・配置ができるよう必要な措置を講じます。
- 定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受け、必要な措置を講じます。
- 放課後子ども教室・学童保育所など、学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。
- いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めます。

#### 2. 関係組織の設置

町は、町の実施する施策の実施状況等を勘案して、必要があると認められるときは、法第14条<sup>5</sup>の規定に基づく組織を置くものとします。

---

<sup>5</sup> 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第4 学校の実施すべき施策

### 1. 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び本方針等を参酌し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校基本方針として定めます。

### 2. いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条<sup>6</sup>の規定に基づき、自校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、外部専門家等（心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者等）で構成する「いじめ防止対策委員会」を組織します。

### 3. いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの早期発見

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見と早期解決に取り組みます。

#### (2) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、直ちに、いじめられたとされる児童等から事実関係の聴取を行い、当該児童等の見守りを行うなど、いじめられたとされる児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等から事情の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行うなど、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対処を行うものとします。同時に、事実関係を各保護者に連絡し、蘭越町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとします。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童等を守り通すという観点から、ためらうことなく「子どもの健全育成サポートシステム」に関する取扱要領（平成 25 年蘭越町教育委員会訓令第 3 号）により警察に通報の上、警察と連携して対処することとします。

---

<sup>6</sup> 第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 第5 重大事態への対処

### 1. 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味について

法第28条第1項各号<sup>7</sup>に掲げる重大事態は次の場合です。

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童等が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により対処します。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合は法第30条第1項<sup>9</sup>に基づき、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告します。

#### (3) 調査の実施及び調査体制(組織)について

学校からの重大事態の報告を受けて、教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえて、その事案を調査する主体や、どのような調査組織にするか判断します。

- 学校が主体となって調査を行う場合  
各学校に設置している「いじめ防止対策委員会」を調査組織の母体とし、教育委員会は、必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行うものとします。
- 教育委員会が主体となって調査を行う場合  
学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者や、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない第三者等で構成する調査組織を設置するものとします。なお、法律第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関を設置している場合は、その機関をもって調査組織とします。

---

<sup>7</sup> 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



## 2. 調査結果の提供及び報告

### (1) 情報を適切に提供する責任

学校又は教育委員会は、法第 28 条第 2 項<sup>8</sup>の規定に基づき、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）等について適切な方法で説明します。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。

### (2) 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を町長に報告します。

## 3. 町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

町長は、調査結果の報告を受け必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項<sup>9</sup>の規定に基づき、再調査のための附属機関を設置し、教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

この再調査の附属機関については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該重大事態に利害関係を有しない者（第三者）により構成し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

町長は、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮しながら、その結果を町議会に報告します。

また、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとします。

---

<sup>8</sup> 第 28 条 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

<sup>9</sup> 第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第 2 項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 参考 関係要項

「子どもの健全育成サポートシステム」に関する取扱要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、蘭越町教育委員会と北海道札幌方面倶知安警察署との連携に関する協定書及び変更協定書（以下「協定書」という。）に基づき、子どもの健全育成サポートシステムの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡対象事案)

第2条 協定書第5条第2号に規定する蘭越町立学校（以下「学校」という。）から倶知安警察署（以下「警察署」という。）への連絡対象事案は、次の例を参考に実施するものとする。

- (1) 児童生徒の非行防止の未然防止及び再発防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案
  - ア 暴走族や暴力団との交際など非行につながる前兆と見られる情報
  - イ 薬物に関する情報
  - ウ 悪質な授業妨害、犯罪に至らない程度で繰り返し行われる生徒間、対教師の粗暴行為に関する情報
  - エ 他校、有職、無職少年とのもめごとに関する情報
- (2) 学校内外における犯罪被害の未然防止及び児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案
  - ア 変質者、不審者、ストーカー及び出会い系サイトに関するものなど被害の前兆として見られる情報
- (3) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で、警察署との連携が必要と認められる事案
  - ア いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているが、十分な効果を上げることが困難な事案

2 明らかな犯罪や事故については、通常の警察への通報などにより対応することとし、この協定書に基づく連絡の対象事案としない。

(連絡及び受理に係る報告)

第3条 教頭は、協定書第6条の規定に基づき、校長の指示により警察署へ連絡する事案を連絡票（別記第1号様式）に記録し、その内容を警察署に連絡したときは、直ちに校長に報告するものとする。

2 教頭は、協定書第6条の規定に基づき、警察署から連絡を受けたときは、その内容及び指導の経過について、受理票（別記第2号様式）に記録し、直ちに校長に報告するものとする。

3 校長は、教頭から前2項の報告を受けた場合、直ちに教育長に報告するものとする。

(保護者との連携)

第4条 協定書第6条第3号に規定する保護者との連絡に当たっては、校長は、相互に連絡した事案について保護者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知において、警察署から学校へ連絡があった場合は、速やかに保護者に連絡し、学校から警察署へ連絡する場合は、保護者と協議の上行うこととする。ただし、緊急やむを得ないと校長が認めた場合は、事後に十分な説明をするものとする。

(適正な指導)

第5条 警察署から連絡を受けた事案に関係した児童生徒の処遇に当たっては、協定書締結の目的を踏まえ本人から十分事情を聴くなどして、単に制裁にとどまることなく、可能な限り学校において継続的な指導を行うなど、健全育成の観点から教育効果が伴った適正な取扱いになるよう配慮するものとする。

2 学校が、警察署からの連絡を基に当該児童生徒に対し指導を行った場合は、指導内容及び処置等の記録を作成しなければならない。学校から警察署に連絡した事案に係る指導を

行った場合も同様とする。

(個人情報の取扱いについて)

第6条 協定書第7条に基づき提供する個人情報は、対象事案に係る児童生徒の学年、氏名、問題行動の内容及び指導経過についての必要最小限の情報とし、当該児童生徒に関する個人情報に付随した第三者の個人情報が含まれている場合は、当該児童生徒以上に十分な配慮をするものとする。

2 相互に連絡した情報に関しては、蘭越町個人情報保護条例（平成13年蘭越町条例第5号）の規定に基づき実施機関が取り扱う個人情報であることを自覚し、厳正な取扱いをするものとする。

附 則（蘭越町教育委員会訓令第3号）

この訓令は、平成25年6月6日から施行する。